

## 第4回 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会

日時 令和5年11月27日（月）午後6時30分から

場所 横浜市役所 18階共用会議室 みなと1・2・3

### 次 第

#### 議 題

- 1 換地申出要領について（資料1）《公開》
- 2 【諮問】換地設計案について（資料2～6）《非公開》
- 3 【諮問】仮換地指定について（資料7～9）《非公開》
- 4 【諮問】施行者限りで効力発生の日を定めることについて（資料10、11）《公開》
- 5 【諮問】施行者限りで処理できる仮換地指定の軽微な変更について（資料12、13）  
《公開》

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区  
土地区画整理審議会委員名簿

1 宅地所有者から選出する委員

氏名	フリガナ	備考
西村 則人	ニシムラ ノリヒト	財務省関東財務局横浜財務事務所長
相澤 正夫	アイザワ マサオ	
飯塚 肇	イイツカ ハジメ	
大塚 廣志	オオツカ ヒロシ	
奥津 敏雄	オクツ トシオ	会長
小島 政滋	コジマ マサシ	
嶋森 久伸	シマモリ ヒサノブ	
高橋 功	タカハシ イサオ	
奥津 文雄	オクツ フミオ	
平本 順一	ヒラモト ジュンイチ	
阿部 幹男	アベ ミキオ	
岩崎 良一	イワサキ リョウイチ	
高橋 慎一郎	タカハシ シンイチロウ	
杉崎 俊一	スギザキ シュンイチ	
原 博之	ハラ ヒロユキ	
廣瀬 昌子	ヒロセ マサコ	

(当選人公告順)

2 学識経験者から選任する委員

氏名	フリガナ	備考
大橋 南海子	オオハシ ナミコ	
長尾 ゆき子	ナガオ ユキコ	
野竹 秀一	ノタケ シュウイチ	
柳 修	ヤナギ オサム	会長代理

(五十音順)

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業  
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

換 地 申 出 要 領

令和5年8月25日

横 浜 市

# 換地申出要領

## (目的)

第1条 この要領は、横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計基準（令和5年5月25日施行。以下「換地設計基準」という。）第7条第2項の規定に基づき、換地の申出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (申出対象地区)

第2条 換地設計基準第7条第2項における換地の申出をすることができる地区（図1参照。以下「申出対象地区」という。）は、次の各号に掲げる地区とする。

- (1) 瀬谷 農業振興地区（露地野菜エリア）
- (2) 瀬谷 農業振興地区（施設園芸エリア）
- (3) 瀬谷 農業振興地区（果樹エリア）
- (4) 瀬谷 農業振興地区（植木エリア）
- (5) 瀬谷 農業振興地区（個人賃貸エリア）
- (6) 旭 農業振興地区
- (7) 農業振興地区（企業売却エリア）
- (8) 都市的土地利用地区（観光・賑わい地区）
- (9) 都市的土地利用地区（物流地区）

2 前項の申出対象地区の利用については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前項第1号から第6号は換地を個別に利用する地区とする。
- (2) 前項第7号から第9号は共同利用を行う地区であり、換地を個別に利用できないものとする。

## (申出ができる者)

第3条 前条第1項の申出対象地区へ換地の申出をすることができる者は、次条第1項の施行者が指定する日において、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の施行地区内の宅地の所有権を有する国又は地方公共団体以外の者（以下「換地申出者」という。）とする。

2 所有権が共有の場合において、換地申出者選任届（第1号様式）が提出されている場合は代表者が、換地申出者選任届が提出されていない場合は共有者全員で換地の申出を行うものとする。

3 換地申出者が死亡し、相続人が存する場合は、相続届出書（第2号様式）に相続人が記入押印の上、施行者に届け出ることにより、相続人を換地申出者とする。

なお、相続人が複数存する場合は、相続人全員の記入押印によることとし、前項の規定を準用する。

4 その他特別な事情があるものについては、施行者と別途協議して定めるものとする。

(換地の申出の方法)

第4条 換地申出者は、施行者が指定する日までに、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の施行地区内の所有権を有する宅地（以下「所有権を有する宅地」という。）について、換地申出対象地区申出書（第3号様式。以下「申出書」という。）に申出対象地区その他必要な事項を記入押印の上、施行者に提出するものとする。

2 換地申出者は、換地の申出を行う所有権を有する宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）を有する者（以下「使用収益権者」という。）が存する場合、申出書に当該宅地の換地申出に係る使用収益権者の同意書（第4号様式）を添付し、施行者に提出するものとする。

3 換地申出者は、第6条の場合を除き、所有権を有する宅地の一筆ごとに換地の申出を行うものとする。

(換地の位置)

第5条 施行者は、換地の申出があった整理前の宅地について、換地設計基準第7条第2項の規定に基づき、当該宅地の換地を第2条第1項の申出対象地区に定めるものとする。

2 換地申出者から換地の申出がない場合は、換地設計基準第7条第1項の規定に基づき、換地を定めるものとする。

(申出数量の調整)

第6条 第4条に規定する換地の申出の結果、換地設計基準第8条第1項又は第2項の規定に基づく整理後の画地の地積の合計と申出対象地区の地積との間に差異が生じた場合は、次の各号のとおり調整を行うものとする。

(1) 申出対象地区の地積より整理後の画地の地積の合計が小さい場合は、保留地等の設定により調整を行うものとする。

(2) 第2条第1項第9号の地区について、申出対象地区の地積より整理後の画地の地積の合計が大きい場合は、整理後の画地の地積の合計と申出対象地区の地積が整合するように画地の地積を案分し調整を行う。その際、申出対象地区を超過した整理後の画地の一部については、あらかじめ申出のあった他の申出対象地区に位置を定めるものとする。

(換地の申出の承継)

第7条 第4条に規定する換地申出者が行った当該申出に関する全ての事項は、権利変動後の所有権を有する者に承継するものとする。

(申出後の変更)

第8条 換地申出者による申出書の提出後は、換地の申出の変更はできないものとする。ただし、施行上の事由により変更が生じた場合はその限りでない。

(雑則)

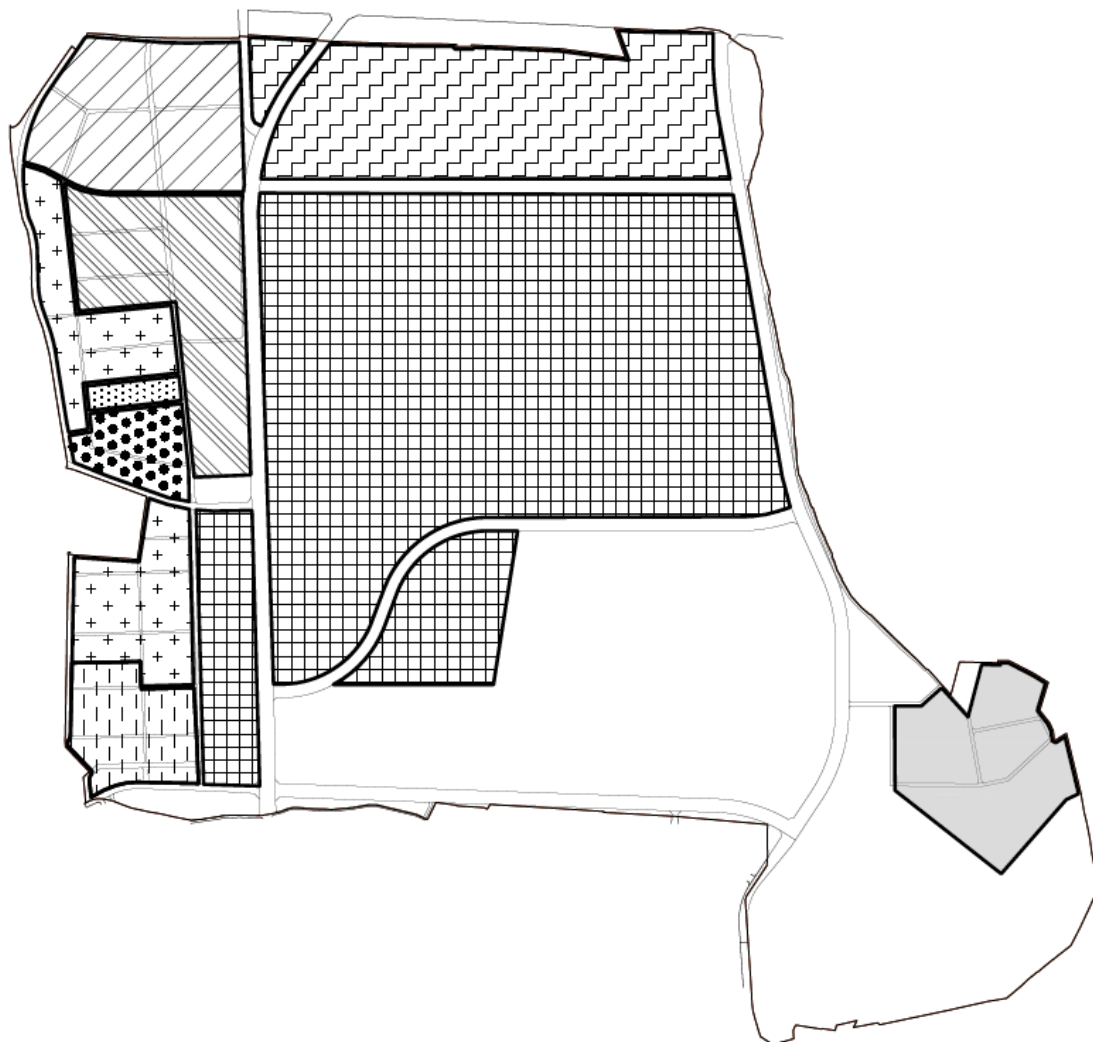
第9条 この要領に定めるもののほか、換地の申出に関して必要な事項は、施行者が土地区画整理審議会の意見を聴いて別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和5年8月25日より施行する。

図1

申出対象地区



※ 各申出対象地区の申出数量により、申出対象地区の配置は変更になる場合があります。

凡 例	
	(1)瀬谷 農業振興地区（露地野菜エリア）
	(2)瀬谷 農業振興地区（施設園芸エリア）
	(3)瀬谷 農業振興地区（果樹エリア）
	(4)瀬谷 農業振興地区（植木エリア）
	(5)瀬谷 農業振興地区（個人賃貸エリア）
	(6)旭 農業振興地区
	(7)農業振興地区（企業売却エリア）
	(8)都市的土地利用地区（観光・賑わい地区）
	(9)都市的土地利用地区（物流地区）

## 換地申出者選任届

横浜国際港都建設事業

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

施行者 横浜市

代表者 横浜市長 山中 竹春 様

換地申出者	住 所
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>

換地の申出を行うにあたり、上記の者を代表者として選任しましたので届け出します。

共有者又は共同相続人	住 所	
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>	持分
	住 所	
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>	持分
	住 所	
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>	持分
	住 所	
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>	持分
	住 所	
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>	持分
	住 所	
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>	持分
	住 所	
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>	持分



(裏)

共有者又は共同相続人(続き)	住 所	
	氏 名	持分 ㊟ (実印)
	住 所	
	氏 名	持分 ㊟ (実印)
	住 所	
	氏 名	持分 ㊟ (実印)
	住 所	
	氏 名	持分 ㊟ (実印)
	住 所	
	氏 名	持分 ㊟ (実印)

記

土地の表示	町名	地番	地目	登記地積 (m <sup>2</sup> )	権利の種別	摘要

- (注) 1. この書類には、共有者又は共同相続人全員が記名押印し、かつ、全員の印鑑登録証明書（発行の日から3か月以内のもの）を添付してください。なお、提出する書類が複数の場合であっても全員の印鑑登録証明書は1通でよく、書類ごとに複数提出する必要はありません。
2. 共有者又は共同相続人あるいは土地が多数により欄が足りない場合は、任意の紙に必要事項を記入して本様式に貼り、貼り合わせた箇所に共有者又は共同相続人全員で割印してください。

令和 年 月 日

## 相続届出書

横浜国際港都建設事業

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

施行者 横浜市

代表者 横浜市長 山中 竹春 様

被相続人	住 所	
	ふりがな 氏 名	
相続人	住 所	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	ふりがな 氏 名	㊞ (実印)
相続人	住 所	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	ふりがな 氏 名	㊞ (実印)
相続人	住 所	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	ふりがな 氏 名	㊞ (実印)
相続人	住 所	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	ふりがな 氏 名	㊞ (実印)
相続人	住 所	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	ふりがな 氏 名	㊞ (実印)
相続人	住 所	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	ふりがな 氏 名	㊞ (実印)



(表)

第3号様式 (第4条関係)

令和 年 月 日

### 換地申出対象地区申出書

横浜国際港都建設事業  
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業  
施行者 横浜市  
代表者 横浜市長 山中 竹春 様

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の施行地区内に所有する下記の土地については、次のとおり申出対象地区へ申出をします。

換地申出者	住所			
	ふりがな氏名	Ⓜ (実印)	電話	( ) -

なお、所有者に変動が生じたときは、当該申出書に関する全ての事項について、変動後の所有者に承継します。

#### 記

町名	地番	地目	登記地積 (㎡)	申出対象地区【第1希望】									申出対象地区【第2希望】 ※第1希望でNo.9を選択した方は、No.1~8のいずれかを記入してください。
				農業振興							都市的土地利用		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	

- (注) 1. 一筆ごとに、希望する申出対象地区【第1希望】No.1~9(下表1「申出対象地区一覧」参照。)に○を記入してください。
2. 都市的土地利用地区(物流地区)No.9を選択した場合は、整理後の画地の地積の合計が申出対象地区の地積を超過することが想定されるため、【第2希望】として都市的土地利用地区(物流地区)とは異なる申出対象地区No.1~8のいずれかを記入してください。
3. 所有する土地が多数で別紙1を添付する場合は、別紙1も同様に記入し本様式に貼り、貼り合わせた箇所に換地申出者全員で割印してください。

表1 申出対象地区一覧

No.	申出対象地区	No.	申出対象地区
1	瀬谷 農業振興地区(露地野菜エリア)	6	旭 農業振興地区
2	瀬谷 農業振興地区(施設園芸エリア)	7	農業振興地区(企業売却エリア)
3	瀬谷 農業振興地区(果樹エリア)	8	都市的土地利用地区(観光・賑わい地区)
4	瀬谷 農業振興地区(植木エリア)	9	都市的土地利用地区(物流地区)
5	瀬谷 農業振興地区(個人賃貸エリア)		

## 添付書類

- 1 換地申出者の印鑑登録証明書（法人の場合は、法人の印鑑登録証明書）  
※発行の日から3か月以内のもの
- 2 本要領第3条第2項又は第3項に掲げる書類（該当する場合）
- 3 本要領第4条第2項に掲げる書類（該当する場合）

## 換地申出者（共有者又は共同相続人）記入欄

住 所			
ふりがな 氏 名	㊟ (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	㊟ (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	㊟ (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	㊟ (実印)	電話	( ) -

## ◆確認事項のチェック欄

- ・都市的土地利用地区または農業振興地区（企業売却エリア）へ換地の申出を行う方  
 当該地区に換地を受けた際、当該地区に換地を受けた他の所有者と共同で土地利用を行うことについて了解しました。
- ・現在、他者に貸している土地を都市的土地利用地区または農業振興地区（企業売却エリア）へ換地の申出を行う方  
 上記に該当しません。  
 貸している相手に、将来土地の貸し借りができなくなることを説明し、理解を得ました。
- ・現在、抵当権等が設定されている土地を都市的土地利用地区または農業振興地区（企業売却エリア）へ換地の申出を行う方  
 上記に該当しません。  
 抵当権者等に説明しました。

- (注) 1. 換地申出者が共有で、「換地申出者選任届（第1号様式）」を提出される場合は、表面の換地申出者の欄に代表者が記名押印してください。その際、裏面の換地申出者（共有者又は共同相続人）記入欄は記入しないでください。
2. 換地申出者が共有で、「換地申出者選任届（第1号様式）」を提出されない場合は、裏面の換地申出者（共有者又は共同相続人）記入欄に共有者全員が記名押印してください。その際、表面の換地申出者の欄は記入しないでください。
3. 相続人が1人の場合は、表面の換地申出者の欄に記名押印してください。その際、裏面の換地申出者（共有者又は共同相続人）記入欄は記入しないでください。
4. 相続人が複数おり、「換地申出者選任届（第1号様式）」を提出される場合は、表面の換地申出者の欄に代表者が記名押印してください。その際、裏面の換地申出者（共有者又は共同相続人）記入欄は記入しないでください。
5. 相続人が複数おり、「換地申出者選任届（第1号様式）」を提出されない場合は、裏面の換地申出者（共有者又は共同相続人）記入欄に相続人全員が記名押印してください。その際、表面の換地申出者の欄は記入しないでください。
6. 共有者又は相続人が多数で全員が記入できない場合は、別紙2に必要事項を記入し本様式に貼り、貼り合わせた箇所には共有者又は相続人全員で割印してください。

町名	地番	地目	登記地積 (㎡)	申出対象地区【第1希望】									申出対象地区【第2希望】 ※第1希望でNo.9を 選択した方は、No.1 ～8のいずれかを 記入してください。
				農業振興							都市的土地利用		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	

- (注) 1. 一筆ごとに、希望する申出対象地区【第1希望】No.1～9（下表1「申出対象地区一覧」参照。）に○を記入してください。
2. 都市的土地利用地区（物流地区）No.9を選択した場合は、整理後の画地の地積の合計が申出対象地区の地積を超過することが想定されるため、【第2希望】として都市的土地利用地区（物流地区）とは異なる申出対象地区No.1～8のいずれかを記入してください。
3. 所有する土地が多数で別紙1を添付する場合は、第3号様式に貼り、貼り合わせた箇所に換地申出者全員で割印してください。

表1 申出対象地区一覧

No.	申出対象地区	No.	申出対象地区
1	瀬谷 農業振興地区（露地野菜エリア）	6	旭 農業振興地区
2	瀬谷 農業振興地区（施設園芸エリア）	7	農業振興地区（企業売却エリア）
3	瀬谷 農業振興地区（果樹エリア）	8	都市的土地利用地区（観光・賑わい地区）
4	瀬谷 農業振興地区（植木エリア）	9	都市的土地利用地区（物流地区）
5	瀬谷 農業振興地区（個人賃貸エリア）		

## 換地申出者（共有者又は共同相続人）記入欄

住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -
住 所			
ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	( ) -

## 換地申出に係る使用収益権者の同意書

横浜国際港都建設事業  
 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業  
 施行者 横浜市  
 代表者 横浜市長 山中 竹春 様

私在使用収益権を有する下記の土地に係る換地設計基準第7条第2項の申出を換地申出者が行うことについて、換地申出要領第4条第2項の同意を示します。

使用 収益 権者	住 所
	氏 名 <span style="float: right;">㊟（実印）</span>

記

町名	地番	地 目	登記地積 (㎡)	権利の種別	一部又は全部

- (注) 1. この書類は、使用収益権者が記名押印し、印鑑登録証明書（発行の日から3か月以内のもの）を添付してください。  
 2. 使用収益権を有する土地が多数により欄が足りない場合は、任意の紙に必要事項を記入して本様式に貼り、貼り合わせた箇所に割印してください。



都上整 第 764 号

令和 5 年 11 月 27 日

横浜国際港都建設事業

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会

会長 奥津 敏雄 様

横浜国際港都建設事業

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

施行者 横浜市

代表者 山中 竹春



施行者限りで効力発生の日を定めることについて（諮問）

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定は、同条第 3 項の規定により、その通知に先立って土地区画整理審議会の意見を聴くこととなりますが、同条第 5 項又は第 6 項に規定する仮換地の指定の「効力発生の日」等については、事業の進捗にあわせる必要があるため、下記の場合においては土地区画整理事業施行者限りで定めることとしたいので、貴会の同意を求めます。

## 記

- 1 仮換地指定に関し、土地区画整理法第 98 条第 3 項の規定により貴会に仮換地の位置及び地積について意見を聴き異議のない旨の答申が得られた場合において、その答申が得られた日から翌年度の末日までに仮換地の指定の「効力発生の日」を定めるとき。
- 2 前項の仮換地の指定のうち、同法第 99 条第 2 項の規定により仮換地の使用収益開始の日を従前の宅地の使用収益停止の日と別に定める場合において、当該仮換地の「使用収益開始の日」を定めるとき。
- 3 換地計画において換地を定めない宅地の使用収益の停止に関し貴会に諮問し異議のない旨の答申が得られた場合において、その答申が得られた日から翌年度の末日までに従前の宅地の「使用収益停止の日」を定めるとき。

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

## 施行者限りで効力発生日を 定めることについて (説明資料)

1

施行者限りで効力発生日を定めることについて

### 土地区画整理法 第98条第5項又は6項

仮換地の指定 : 土地の所有者や権利を有する者に「仮換地の位置」、  
「地積」、「仮換地の指定の効力発生日」を通知します。



「効力発生日」…… 事業の進捗や工事の施工などに合わせる必要があるため、次の3つの場合においては土地区画整理事業施行者限りで定めることとしたい。

2

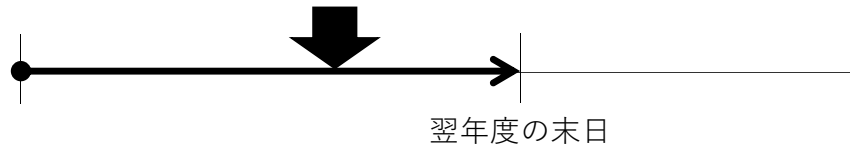
## 施行者限りで効力発生日を定めることについて

### ① 仮換地の指定の効力発生日

土地区画整理審議会  
仮換地の位置及び地積  
について異議のない旨の  
答申を得る

仮換地の指定の  
効力発生日

※ 今回は該当しませんが、  
換地設計の変更に伴い仮換地  
指定の変更を行う場合に該当  
する可能性があります。



審議会において、仮換地の位置及び地積について異議のない旨の  
答申を得たうえで、その答申が得られた日から翌年度の末日まで  
に仮換地の指定の効力発生日を定める場合。

3

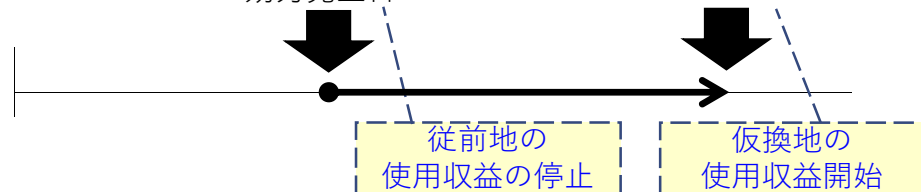
## 施行者限りで効力発生日を定めることについて

### ② 仮換地の使用収益開始の日

土地区画整理審議会  
仮換地の位置及び地積  
について異議のない旨の  
答申を得る

仮換地の指定の  
効力発生日

(法99条第2項)  
仮換地の  
使用収益開始の日



審議会において、仮換地の位置及び地積について異議のない旨の  
答申を得たうえで、「仮換地の指定の効力発生日」は定めるも  
のの、「仮換地の使用収益開始の日」は別に定める場合。

4

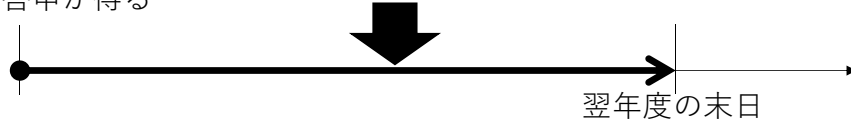
## 施行者限りで効力発生の日を定めることについて

### ③ 換地を定めない宅地の使用収益の停止の日

※ 今回は該当しませんが、今後このような取扱をした場合に該当する可能性があります。

土地区画整理審議会  
換地計画において換地を定めない宅地の使用収益を停止することについて異議のない旨の答申が得る

(法100条第1項)  
**当該従前地の  
使用収益の停止の日**



換地計画において換地を定めない宅地の使用収益を停止することについて、審議会から異議のない旨の答申を得たうえで、その答申が得られた日から翌年度の末日までに「従前地の宅地の使用収益停止の日」を定める場合。

都上整 第 764 号

令和 5 年 11 月 27 日

横浜国際港都建設事業

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会

会長 奥津 敏雄 様

横浜国際港都建設事業

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

施行者 横浜市

代表者 山中 竹春



施行者限りで処理できる仮換地指定の軽微な変更について（諮問）

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業において、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 3 項の規定により貴会に諮問した仮換地の指定案を変更して指定する場合又は同法第 98 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により通知した仮換地の指定を変更する場合において、別紙の各項目に掲げる軽微な変更については、土地区画整理事業施行者限りで処理することとし、変更後に審議会にて変更内容を報告することとしたいので、貴会の同意を求めます。

別紙

### 仮換地指定の軽微な変更

- 1 次に掲げる各号のいずれかに該当し、換地の実質を変更しないもの
  - (1) 従前の宅地の地番、地目又は地積の変更
  - (2) 従前の宅地の分筆又は合併
  - (3) 新たな借地権等の登記又は申告によるもので、登記又は申告された借地権等の範囲が、当該借地権等の設定に係る宅地の全部または地主自用地の全部に変更されるもの
  - (4) 借地権等の消滅
  - (5) 「換地変更願」による換地の変更で、その内容が願出どおりのものであり、かつ、変更の範囲が極めて小範囲であって他の換地に影響を及ぼさないもの
  
- 2 仮換地調書及び仮換地図並びに仮換地指定通知等の明らかな記載の誤りを訂正するもの

(注) 上記の軽微な変更の内容のうち、仮換地指定の内容の変更であっても、土地区画整理法第 129 条の規定により旧権利者に行った仮換地指定通知が新権利者に承継されるとみなせるものについては、変更があっても新たに仮換地指定の通知は行わない。

## 軽微な変更(例)

1. 従前の宅地の地番、地目又は地積の変更によるもので換地の実質を変更しないもの。

登記簿の表示内容			
変更前	瀬谷町100-1	畑	200㎡
		↓	
変更後	瀬谷町100-1	田	200㎡

2. 従前の宅地の分筆又は合併によるもので、換地の実質を変更しないもの。



3. 新たな借地権等の登記又は申告によるもので、登記又は申告された借地権等の範囲が、当該借地権等の設定に係る宅地の全部または地主自用地の全部に変更されるもので、換地の実質を変更しないもの。

変更前 仮換地：所有権A → 変更後 仮換地：所有権A（借地権B）

4. 借地権等の消滅によるもの。

変更前 仮換地：所有権A（借地権B） → 変更後 仮換地：所有権A

5. 関係権利者から提出された換地変更願による換地変更で、その内容が願出どおりのものであり、かつ、その変更の範囲が小範囲であって他の換地に影響を及ぼさないもの。

